



Lesson

1

中小会計要領とは何かをざっくり理解しておこう

経理業務のお悩みは
中小会計要領で解決できる!?

企業は、お客様に商品やサービスを売り上げ、経費を支払うことで経営を続けています。売上や経費を1年分集計すると、その差額が利益となり、法人税等もそれを基に計算し、納付することになります。

それでは、1年間の売上はどのように集計すればよいのでしょうか。会計期間が4月1日から3月31日までの1年間としたら、どこからどこまでが4月1日から3月31日の売上になるのでしょうか。

店舗で商品を取売して、その場でお客様から代金を受け取るような場合には、この質問自体をナンセンスに感じるかもしれませんね。でも、実際には、1ヵ月分の代金を翌月まとめて受け取ったり、代金を最初にもらって商品を取売してから発送したりすることもあるでしょう。

そんな時、代金を受け取った時に売上として集計するのか、それとも商品を発送した時に集計するのか、考えてみたことはありませんか？

金額についても、考え出すと難しいものです。例えば、お客様からの代金振込について、こちらが振込手数料を負担するような場合に、振込手数料を差し引いた額を集計するのか。売上を

いくらにしたらよいか判断が難しくなる取引も存在します。

もちろん、こうした問題が生じた時には、顧問税理士の先生と相談をすればよいと思います。ただ、そもそもどんな点が問題になりうるのか、また、どのように相談したらいいのか分からなければ、前向きな問題解決にはつながりません。

税理士の先生方も、常に唯一絶対の答えを持っているわけではなく、税務や会計の基本的な考え方に基づいて、顧問先にとってよいと思われる方法を提案しているだけに過ぎないこともあります。

本来、企業のことを一番よく分かっているのは経営者やそこで働く方々で